資料2

落れ者決定基準及び徴収書類等

豊中市文書送達業務の委託契約に係る総合評価一般競争入札(簡易型)

令和5年10月18日

豊中市

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

| 評 | 価項目 | 分 類 | 1 価格評価 | 細分類 | - | | | | |
|----------|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 評 | 価 点 | 総 点 | 250 | 個別点 | 250 | | | | |
| 評価 | 項目 | 札基準価格 (評価点 総合評価の | 内容に適合した履行及び公正なるを設定する。 こ差がない場合の落札候補者の の結果、評価点に差がなく二者 くじ引きにより落札候補者をお | D決定方法) 斉以上の者が済 | | | | | |
| 内容 | 詳細 | 方 ①と②低格のするに、 人を最高の は、 一人を最高の は、 一人を最高の は、 一人を最高の は、 他、 後、 領、 後、 | 点は、予定価格以下の金額で見出する。 基準価格と同額で入札を行った 各を超える金額で入札を行った 基準価格を超える金額で入札を 該入札金額で除して補正率を 気(250点)に当該補正率を 基準価格に満たない金額で入れ 人札基準価格に満たない金額で入れ 気点(250点)に当該補正率を 高点(250点)に当該補正率を 5点を差し引き価格評価点と | た者の価格評値 た者は失格とで を行っい数点3 段じて一つた数点で しを行いの格評値 と を行いのであると と がある。 | 西点は、最高点(250点) する。 価格評価点は、低入札基準 位未満切捨)し、価格評価 面点を算出(小数点未満切 の価格評価点は、当該入札 3位未満切捨)し、価格評 | | | | |
| 書提 類出 | 入札書() | 開札日に配 | 付) | | | | | | |
| 方加 法点 | 上記評価 | 上記評価内容及び右記記載の価格評価点算出方法の例示を参照 | | | | | | | |
| 評価時確認方法 | | | | | | | | | |

価格評価点算出方法の例示

 予定価格
 ¥100,000,000

 低入札基準価格
 ¥7,500,000

| 入 | 札参加者 | 価格評価点 | 備考 |
|---|---------------|-------|-------------|
| A | ¥10, 500, 000 | (失格) | (予定価格超) |
| В | ¥9, 000, 000 | 208 | |
| С | ¥8, 000, 000 | 234 | |
| D | ¥7, 800, 000 | 240 | |
| Е | ¥5, 000, 000 | 151 | (低入札基準価格未満) |
| | | | |

| ₹ 7 / 17 | 項目 | |
|-----------------|---|--|
| 11.1 | 項目 ①研修制度等の設置 130 個別点 30 項目 ①研修制度等の設置 | 履 方行 法担 保 |
| 価 内 容 | ①過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ②契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を 評価する。 | 確約 認期 方期 法中 ((様式1-1)を複写して使用)により報告を求め、受請 |
| 提出書類 | ①研修実施報告書(様式1-1) ②研修実施計画書(様式1-2) | ①②共通 ・研修内容等の確認が行えないもの、あるいは不明瞭な内容(明らかに実現性がない内容)のものは評価をしない。 |
| | ①過去1年間(令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施した研修) の研修実施報告書(様式1-1)に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。 <20点> ②契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修 実施計画書(様式1-2)に基づき総合的に評価する。 | ・警備業法に基づく法定研修は、評価の対象としない。 ・企業独自の研修、認定機関への研修派遣は問わない。 ② ・人権研修には平成28年4月1日施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理解に関する研修も含まれる。 |
| 加点方法 | <10点> ① (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | 事 |
| 評価時 | ①研修実施報告書(様式1-1)及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 ※理解なて記(体で記算が発行されていない場合は無業者を確認する。 | * |
| 確認方法 | → 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)及び研修レジュメ(市販の冊子等を使用された場合は表紙と目次のみを提出)等を別途添付してください。(添付がない場合は評価の対象としません) ②研修実施計画書(様式1-2)により確認を行う。 → 予定している研修レジュメ等を添付してください。 | 他 |

| 評価 | 項目 | 分 類 | 2 業務体制評価 | 細分類 | (2) | 業務実績 | 1 | | |
|-------------|--|---|------------------|--------|---------|------|---|---------------|--|
| 評(| | 総点 | | 個別点 | 1 | | | 履 | |
| 評 | | | ①過去における業務実績 | | | | | 方行 法担 保 | ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。 |
| 而 内 容 | 価 内 詳 細 ①過去3年間の文書送達業務委託契約の実績を評価する。 | | | | | | | 在認方法 契約期間中 | ・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 提出書類 | ①委託業 | 務履行実績 | 責証明書(様式2) | | | | | | 対象となる契約 ・過去3年間(令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)履行が 完了している送達業務を含む業務委託契約を評価対象とする。 ・契約期間が1年以上であり、その履行が完了していること。 |
| 加点方法 | 了した <10 ア、金額 1) 3 2) 1 イ、件数 | 送達業務を 点 > 順実績(文刊 3 0 0 万円」 5 0 万円」 女実績 (3 件以上 2 件 | | 平価する。 | | 完 | | 注意事項 | 但し、契約期間が複数年(1年以上2年未満のものを含む)の場合は、その内、1年以上履行が完了していること。 ・実績の対象となる契約は、官公庁又は民間の発注を問わない。 ①の「ア、金額実績」及び「イ、件数実績」 ・同じ契約先で、エリア別などにより、それぞれ別途に契約している場合は、各々1件の契約とする。 ①の「ア、金額実績」の計算方法 ・対象期間内における履行完了期間の月数B(1月未満は切捨て)を36か月(3年間)で除した比率を求める。契約金額A(年額)にこの比率を乗じて求められた値を金額実績Cとする。 C=A×(B÷36か月) |
| 評価時確認方法 | ①発注者 | が発行した | ∠委託業務履行実績証明書(ホ | 兼式2)によ | り確認を行う。 | | | そ の 他 | |

| | | 1 | | | | 7 | | T | | |
|-------------|---------------------------------|------------------------------|---|----------------------|---------------|---|-----------|---|--|--|
| F 1 10- | 5項目 価 点 | - | 2 業務体制評価 130 | 細分類個別点 | (3) 履行体制 25 | | 履行 | ①「業務実施体制図」、「業務実施計画表」、「配置予定業務責任者等の資格・経 | | |
| 評 | 711 | 7.2 | | II-10 JAN | | | 担保方法 | 験」、「業務従事者配置計画書」は仕様書に規定されたものと見做す。 ②苦情処理要領(マニュアル等)は仕様書に規定されたものと見做す。 | | |
| 価 内 容 | 詳細 | それらの 経験及び | の仕様に基づき、文書送達委の作業計画を実施するための業が作業員の配置計画)の内容を 情処理要領(マニュアル等)」の | 务体制 (配) 平価する。 | 置予定業務責任者等の資格・ | | 確認方法契約期間中 | ①日常の履行検査により確認を行う。②当該業務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者より対応結果を報告させ、苦情処理要領(マニュアル等)に則った処理がなされたかについて確認を行う。 | | |
| 提出書類 | ①-2「業 ①-3「配 ①-4「業 ②「苦情 | 務実施計 置予定事者 処理要領 | 制図」(任意様式) 画表」(任意様式) 務責任者等の資格・経験」(移 配置計画書」(任意様式) (マニュアル等)」(任意様式 る報告書、指示書及び結果報告 | ;) | すること。 | | 注 | ①「配置予定業務責任者等の資格・経験」「業務従事者配置計画書」の提出があった場合においても、「業務実施体制図」「業務実施計画表」の提出がない場合及び「業務実施計画表」の提出があった場合においても作業内容等の確認が行えないもの(当該業務に直接関連しない作業内容)、あるいは不明瞭な内容(仕様に基づく業務を加味していない内容)のものは評価点を0点とする。 ②苦情処理要領(マニュアル等)が不明瞭(役割分担、報告・指示及び結果報告系 | | |
| 加点方法 | 実施す 者配置 ①-3 ①-4 | るための 計画書」 配置予定 業務従事 | 施体制図及び当該施設の仕様、 業務体制(「配置予定業務責任)の内容を評価する。<15点 業務責任者等の資格・経験の内 者配置計画書の内容:10点 (マニュアル等)」の有無及ひ | 者等の資格 > 容:5点 | ・経験」及び「業務従事 | | 事項 | (大き方法等が明記されていないもの)なものは評価点を0点とする。 ・①-1「業務実施体制図」(任意様式) ※参考様式1を参照・①-2「業務実施計画表」(任意様式) ※参考様式2を参照・①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」(様式3)・①-4「業務従事者配置計画書」(任意様式) ※参考様式3を参照・「業務実施体制図」参考様式1・「業務に事者配置計画書」参考様式3 等 ・「業務実施体制図」を考様式1 ・「業務で事者配置計画書」を考様式3 ※専任支援者の場合は、その旨を役職名欄に記入すること。 | | |
| 評価時確認方法 | 経験」 ②苦情処 | 、「業務 理要領(| 及び業務実施計画表に基づき、 従事者配置計画書」により確認 マニュアル等)及び所定様式 の添付により確認を行う。 | を行う。 | | | その他 | ・当該業務を契約する場合には、「配置予定業務責任者等の資格・経験(様式3)」で 届出た者を専任で配置しなければならない。ただし、その者が退職、病気等、止む を得ない理由により、あらかじめ本市の承諾を得た場合には、変更することができ る。この場合においては、変更しようとする業務責任者等は、当初に配置予定者と して届出た者と同等以上の資格・経験を有していると、本市が認めた場合に限る。 | | |

| 評価 | 項目 | 分 | 類 | 2 業務体制評価 | 細分類 | (3) 履行体制 | | 履 | | |
|---------|--|--------------------|-----------------------|---|-------|---------------|--|------------|----------|---|
| 評(| 価 点 | 点 総 点 130 個別点 20 🦸 | | 行 担 | | | | | | |
| 評 | 項目 | 2: | 安全運輸 | 云に対する取組み状況 | | | | 保方法 | ・評価時 | のみの確認のため、特に担保は不要。 |
| 西 | | | | | | | | 在認方法 契約期間中 | • 評価時 | のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 提出書類 | Ø) | | | 等、無事故・無違反チャレン る取組み状況について報告 (| | トに参加したことがわかるも | | 20 | みである | 事故・無違反チャレンジコンテスト」は、大阪府内の事業者を対象における取組 ため、他府県の事業者においては当該地域内における同種の取組みへの参加状況 評価する。 |
| 加点方法 | ・3回参 ・1回が ・2 ・1 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・3 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 ・4 | 加はし状転 | 2 回参加 記(上記 啓発に効 | る参加状況について評価する 12点 6点 0点 0点 ①に加点) 果があるものが継続的に認め 果があるものが認められるも | られるもの | | | 意事項 | を確認配付資料等 | 評価9 分。 |
| 評価時確認方法 | ・申請書 | の写 | 写し、任 | 意様式の提出により確認を行 | う。 | | | その他 | | |

| 評価項目詳細シート | |
|-----------|--|
|-----------|--|

| | | | | | | | | | _ | | | |
|---------|------------------------------------|--|------------|--|--------|--|-------|---|---|-------------|------------|--|
| - | 平価項 | | 分 | | 類 | 2 業務体制評価 | 細分類 | (3) 履行体制 | | 履 | | |
| 評 | 価 | 点 | 総 | Ś | 点 | 130 | 個別点 | 15 | | 行 担 | | |
| 評 | Į | 項目 | 3 |)運行 | 車両 | の環境対策 | | | | 保方法 | 使用する | 5運行車両は仕様書に規定されたものと見做す。 |
| 価 内 容 | 内 詳 細 ①送達業務に使用する車両の環境対策状況について評価する。 | | | | | | | | | 確認方法契約期間中 | 所定の時両に変更る。 | 特期に使用車両(代替予定の車両も含める)の状況を書面で求める。また、使用車 見がある場合は、同等の環境対策がされている車両の変更とし、書面により報告す |
| 提出書類 | 1 | 送達業 | 務に | こ使月 | 手する | 5運行車両の車検証の写し | | | | 注 | | |
| 加点方法 | < | 加点方 運行車 リート リート リート リート リート リート リート リート リート リート | 法両自 05055 | > の動 0 % % 以 ら車 % 以 以 以 以 は よ に に に に に に に に に に に に に | 、プラニステ | 9 グインハイブリッド自動車 15点 10 0 %未満 10点 5 %未満 8点 0 %未満 5点 3 点 | 車・電気自 | と評価する。<15点> 日動車・天然ガス自動車・ハイ バディーゼル自動車)の導入の | | 意事項 | 配付資料等 | |
| 評価時確認方法 | | 車検証の | <u>の</u> 望 | 写 しに | こより |) 確認を行う。 | | | | そ の 他 | | |

| | 評 | 価 | 項 | 目 | 詳 | 細 | シ | _ | F | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|--|
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|--|

| 評価 | 項目 | 分 類 | 品質保証への取組み | | | | | | | | | |
|---------|---|------|-----------------------|--------|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 評(| 五 点 | 総点 | · 点 130 個別点 30 | | | | | | | | | |
| 評 | 項目 | ①自主検 | D自主検査体制 | | | | | | | | | |
| 価 | | | | | | | | | | | | |
| 内 | 詳細 | | 査体制規定の整備 | 伏況を評価す | トる。 | | | | | | | |
| 容 | HI //P | | 答における自主検 | 査計画を評価 | 古する。 | | | | | | | |
| 提出書類 | ①自主検査体制規定等(任意様式) ②当該業務における自主検査計画書(任意様式) | | | | | | | | | | | |
| 加点方法 | ①自主検査体制規定の有無及び内容< 1 5 点> ②当該業務における自主検査計画書の有無及び内容< 1 5 点> | | | | | | | | | | | |
| 評価時確認方法 | | |]する規定によりで 自主検査計画書に | | 行う。 | | | | | | | |

| 履行 法保 | ①自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。 ②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做す。 | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 確認方法契約期間中 | 所定の時期に自主検査報告を書面で求める。また、必要の都度、自主検査結果に伴う改善 指示及び改善結果について書面で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能して いるかを確認する。 | | | | | | | | |
| 注 | ①自主検査体制に関する規定の提出があった場合においても、不明瞭な内容 (明らかに実行性がないもの)のものは評価点を0点とする。 | | | | | | | | |
| 意 | ②自主検査計画書の提出があった場合においても、確認が行えない内容(当 該業務に関連のない自主検査計画)のもの、あるいは不明瞭な内容(明ら かに実行性がないもの)のものは評価点を0点とする。 | | | | | | | | |
| 事 | | | | | | | | | |
| 項 | 配 布 資 料 等 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| そ | | | | | | | | | |
| 0) | | | | | | | | | |
| 他 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | 項目 分類 3 公共性評価 細分類 (1)福祉への配慮 価点総点 90 個別点 28 項目 ①障害者に対する就労支援事業への取組み | 履行担保 法 大担保 方 | ・障害者に対する就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び機関等と協議して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該の取組みにおいて、実施前後に参加者名簿等を速やかに届け出なければならない。 | | | | | |
|----------|---|-----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 内容 | 詳 細 ①職場体験実習等の受入、指定施設等への業務発注など、障害者の就労支援の取組みにかかる企画内容に応じて評価する。 | 確認方法契約期間中 | ・本業務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた際は、本市から予定どおり提案内容を流たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は契約の解除等を行うことがある。 | | | | | |
| 書提 類出 | ①障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式4) | 法中 | | | | | | |
| 加点方法 | ①絶対評価<10点> →職場体験実習等に参加する障害者予定数1人に対して2点で評価 →職場体験実習等に参加する障害者予定数1人に対して2点で評価 →職場体験実習等は、5日間以上の期間で1つの事業と見做す。 ②相対評価<7点>→就労支援の取組み内容(職場体験実習)の具体性及び実現性に応じて評価する。 →就労支援の取組みの対象を提示し、考え方、事業の内容等を記載する。 ③相対評価<7点>→就労支援の取組みの実施体制に関する提案に応じて評価する。 →就労支援の取組みの実施体制に関する提案に応じて評価 ・一就労支援の取組みの実施体制、外部機関との連携等)について記載する。 ④絶対評価<4点>指定施設等への発注予定金額に応じて評価 ※指定施設とは ・「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第74条の3第1項に規定する在宅就業支援 (大阪府内の団体に限る)・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」第5条第11項に規定する障害者支援施設(施設入所施設を除く)、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同系第1項に規定する障害者を活及が社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」第5条第11項に規定する障害者支援施設(施設入所施設を除く)、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する商労新経験支援を行う事業に限る)を行う施設・大阪府から企業等と障害者の施設等の受発注コーディネート業務に関する委託を受けた法人及び、参加意思確認公募を経て知的障害者等の施設等の受発注コーディネート業務に関する委託を受けた法人(一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合) ※注予定金額 配点 1円 以上 50万円 未満 1点 50万円 以上 100万円 未満 2点 100万円 以上 200万円 未満 3点 200万円 以上 200万円 未満 3点 | 注意事項 | ・就労支援の取組みへの参加予定者は障害者等とする。 配付け資資料等 ①障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式4) | | | | | |
| 評価時確認方法 | ・障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式4)により確認(必要に応じ市のヒアリング結果を含め)を行う。 (以下、落札者についてのみ確認) ・障害者に対する就労支援の取組み計画(様式:任意)により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、本市が指定した日までに、障害者に対する就労支援の取組み計画書(様式:任意)の提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。 | そ の 他 | ※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 ●指定施設等への業務発注 1. 福祉部障害福祉課 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話06-6858-2266 ●職場体験実習等 2. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター(庄内コラボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話06-6398-7468 3. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階 電話 06-4866-7100 | | | | | |

| 評 | 価項目 | 分 類 | j 3 | 公共性評価 | 細分類 | (1) 福祉への配慮 | | | | | | |
|---------|--|--|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 評 | 価点 | 総点 | | 90 | 個別点 | 30 | | | | | | |
| 評価 | 項目 | ②就労困 | 難者の新規 | 規雇用 | | | | | | | | |
| 内容 | ①就労困難者の新規雇用予定者(現場就業は問わない。また、就労困難者には 詳細職氷河期時代の学卒者及び新型コロナウィルスに伴う内定取消者も含む)数にル じて評価する。 | | | | | | | | | | | |
| 提出書類 | | | | 数報告書(様式 告書(様式 5 - | | | | | | | | |
| 加点方法 | → が働数→→す数算→ ※支象※重定 ※用1週1」間名市。3るの 項機な該評と 項別の過とはでにまり。注 目関り入価の 目 | 定あたあい切5居た時 意 で等ま札は重 で者たりたうり点住、間 事 のをす参行複 加数りのり。捨とす短に 項 加は。加わ評 点の3(億分に2~名 京尾貨 ぎ 文 & ままれに 刻 | (1) は の で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 國 | 時間は切ちに表 用予の時間にでは りに者に までであるで のであるで のであるで のであるで にはすが にはすが のででは のでであるで のでであるが のでであるが のでであるが のでであるが のでののでの のでののでのでのでの のでののでのでのでのでのでのでのでの | 上 (常用雇用) で1名) とする。 は、換算の対象としない 用予定者 (以下「短時間労の結果、30時間未満の端 定者1名につき5点を加算間 労働者の労働者の労働をでる) して4点を加載している豊中市内の就労・相談)を受けている人が対 | | | | | | |
| 評価時確認方法 | ング結果 (以京労 (以第) (以第) (様 (様式 5) | を含め) を 落札の が を を を を を を を を を を を を を を を を を を | と行う。 音についての 見雇用(りで に以降、本間 が労働条件道 | つみ確認) イアル雇用を含 忍を行う。 日が指定した日 通知書等の雇用 | さむ)及び配置は、 までに、就労困難 契約がわかる書類 | 認(必要に応じ市のヒアリ 就労困難者新規雇用予定者 者新規雇用予定者名簿 の写しの提出を求める。指 取り消し、次順位者を落札 | | | | | | |

・就労困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、履行開始日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。

履 ・当該業務において、評価時に就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)で提案した雇 方行 用予定者に変更(評価点が減少する変更は認めない。)が生じた場合は、その都度、速やかに届 法担 け出なければならない。この場合において、市は必要の都度、ヒアリングを行う。この場合にお いては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写し等の必要書類もあわせて届け出なけれ ばならない。

確認方法契約期間中

・当該業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たす旨を書面により明示し改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。

- ・本市に居住する就労困難者の雇用予定者数については、1名で10点(5点に、豊中市民点5点を加算する。)として換算する。
- ・本項目における点数の計算方法は、「資料3の①就労困難者新規雇用予定者数報告書の記載例 (様式5-1) | を参照すること。
- ・本項目でいう就労困難者とは、「資料3の(様式5-1)の記入上の注意の⑤のiからv」のいずれかに該当する人で、下記のその他に記載している「豊中市内の就労支援機関等」のいずれかに支援(登録・相談)を受けている人。
- ・本項目での加点対象者は、常用雇用労働者に限る。

※ 本項目でいう常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇い入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。

意

・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。

・就労困難者の定義は、①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)の記入上の注意を 参照すること。

項

配

付

- · ①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)
- ・就労困難者新規雇用予定者名簿(様式5-2)

・②就労支援機関等との協議報告書(様式5-3)

・ 労働条件通知書(厚労省ダウンロードコーナー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html

・ 障害者試行雇用(トライアル雇用)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html

※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等

1.市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター (庄内コラボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目29番1号

世中市上内辛町4 J 目 2 9 番 1 号 電話 0 6 - 6 3 9 8 - 7 4 6 8

2. 豊中市障害者就労雇用支援センター

豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階

電話 06-4866-7100

他 3. (福) 豊中市母子寡婦福祉会

豊中市中桜塚2丁目29番31号 電話 06-6852-5160

| 評値 | 西項目 | 分 類 3 | 公共性評価 | 細分類 | (1) 福祉への配慮 | | | |
|--------------|------|--|--------------------|--|-------------------------------|----|---------------|---|
| | 価 点 | 総点 | 90 | 個別点 | 12 | | 履 方行 法担 | ・就労支援の取組み内容は、当該業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び 支援機関等と協議し体制を整備することで、仕様書に規定されたものと見做す。 |
| 評価 | 項目 | ③就労困難者の就労 | 方支援事業の取組み | | | | 保 | ス1次1次1次1分で 1分間で 1分間で 1分間で 1分間で 1分間で 1分割で 1分割で 1分割で 1分割で 1分割で 1分割で 1分割で 1分割 |
| 内容 | 詳細 | | | | | | 在認方法 契約期間中 | ・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書(様式6-2)により報告を求め確認を行う。 ・就労困難者就業支援実施報告書(様式6-2)により契約履行期間初日から1年以内に報告すること。 |
| 提 類出 書 | 就労困難 | 者就業支援企画書(者就業支援実施報告 | 様式6-1) 書(様式6-2) | | | | | |
| 加点方法 | | 労困難者について、会 中高年者 ひとり親家庭の親 難病患者、がん患者 若年者 外国人 LGBT(性的少数者) 刑余者 その他に配慮が必要 目への登録の有無 協力雇用主会への登 認定就労訓練施設へ ユースエール認定 | を で | を項目ごとにた 配点 2 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 | 頂点する。〈上限 1 2 <i>)</i> | | 注意事項 | ・下記「その他」の就労支援機関等以外で相談をされた場合でも、提案までには下記「その他」のいずれかの就労支援事業機関等に内容の確認を受けること。 ・支援機関に相談を行った具体的な内容の記述が必要。 ・就労困難者の支援については、求職者、就労者の個人情報保護に十分に努め、就労に不必要な情報の収集は行わないこと。 ・必要に応じ、市の関係部局によるヒアリングを行うことがある。 ★支援体制については、就労困難者が安全に継続して就業できる支援計画であるかを重点的に評価する。 ・就労困難者就業支援実施報告書 (様式 6 − 1) ・就労困難者就業支援実施報告書(様式 6 − 2) 高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0903-1a.pdf ひとり親家庭の方への就業支援(内閣府ホームページ) https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/employment/single/ 性の多様性について考える(法務省ホームページ) http://www.moj.go.jp/content/01381561.pdf 認定就労訓練事業パンフレット https://www.moj.go.jp/content/01381561.pdf 認定就労訓練事業パンフレット https://www.mblw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf ユースエール認定制度パンフレット https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000917928.pdf |
| 評価時確認方法 | | 難者就業支援企画書 アリング結果を含む) | | り、具体的なる | 支援内容の確認(必要 | こ応 | その他 | ※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター (庄内コラボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話 06-6398-7468 2. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階電話 06-4866-7100 3. (福)豊中市母子寡婦福祉会豊中市中桜塚2丁目29番31号電話 06-6852-5160 |

| | | | | | 評 個 | 項 | 目 | 詳 細 | シ | _ | <u> </u> |
|------------------|--|--|--|---|--|--|---------|-----|-----------|-------------|--|
| 10.7 10- | 項目 西 点 項 目 | 分類 3 総点 ④障害者の雇用率 | 公共性評価 90 | 細分類 個別点 | | 祉への配慮 20 | | | 履 方担 保 | ・評価時 | 時のみの確認のため、特に担保は不要。 |
| 評 価 内 容 | 詳細 | ①常用雇用労働者参 管害者雇用状況報告 1日現在」における する。 ②常用雇用労働者参 障害者雇用状況報告 における障害者雇用 | 告書(公共職業安) る障害者雇用率の 数が43.5人未済 告書(様式7)に | 定所)にて、「3年間の平均値 満の事業者 て「令和3年か | (小数点2位未) ら令和5年まで | 満四捨五入) の各6月1日 | を評価 現在」 | | 確認方法契約期間中 | ・評価時 | 時のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 提出書類 | ②障下 ①②請 第 記 管果に 等均 は定 3 ※ ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | 雇用状況報告書(公雇用状況報告書(松雇用状況報告書(様際の注意事項を参照の注意事項を参照の注意事項をを評価に表して、障害者雇用が混ました。 15%以点とする。 10%の場での、第2、30%の場質の、5%増別を2、30%の場質の、5%増別率がにませない。5%増別率が降害者雇用の | 式 7) (令和 3 年 (のこと iする観点から、雇 おける実雇用率 2 態を評価する。 提出の場合にお 提出の場合にお は上 2 . 3 0 %未満 合は評価は 1 0 点 mごとに 1 点加 | Eから令和5年の 種用率は未達成で 2.15%以上 <20点> +る当該年の障害 情の場合は、評価 ほとする。 ほし、7.30% | の3か年分) であるが令和4年 (小数点2位未満 専者雇用率は0% 面は2点とする。 %以上は20点と | F障害者雇用お 間四捨五入)を ると見做す。 2.15%オ ニする。 | を配点 | | | 障害者 十八号) | 者雇用状況報告書(公共職業安定所) 者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年九月三十日労働省令第3 第8条で規定する「障害者雇用状況報告書(令和3年から令和5年までの各6 現在のもので、所管する公共職業安定所の受付印があるものに限る)」の写しる ること。 ・②障害者雇用状況報告書(様式7) ・ ・ ②障害者雇用率制度について |

加 点 方

障害者雇用率 配点 障害者雇用率 配点 2.15% 未満 0点 4.80% 以上 5.30% 未満 15点 2.15% 以上 2.30% 未満 2点 以上 5.80% 未満 5.30% 16点 2.30% 法定雇用率 10点 5.80% 以上 6.30% 未満 17点 2.30% 以上 2.80% 未満 10点 6.30% 以上 6.80% 未満 18点 3.30% 未満 11点 以上 未満 2.80% 以上 6.80% 7.30% 19点 以上 3.30% 以上 3.80% 未満 12点 7.30% 20点 3.80% 以上 4.30% 未満 13点 4.30% 以上 4.80% 未満 14点

方時 法確

認

①障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する障害者雇用状況報告書(公共職 業安定所) (令和3年から令和5年までの各6月1日現在のもの) により確認を行う。 ②障害者雇用状況報告書 (様式7) (令和3年から令和5年までの各6月1日現在のもの)によ り確認を行う。

障害者雇用率制度について

付 厚生労働省障害者雇用率、障害者雇用納付金、特例子会社などについて(事業

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/sho ugaishakoyou/shisaku/jigyounushi/index.html

- 常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期 間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇い入れの そ 時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。
- ・常用雇用労働者数とは、障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律 0 施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が 定める様式(昭和51年労働省告示第112号)第4条の規定による障害者雇用状況報 告書をいう。以下同じ。)のB雇用の状況®法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者 他 の数。

| | | | | | | | _ | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|-------|----------------------------------|-----|-------------------|----------------------|--|--|--|--|
| 評価 | 項目 | 分 | 類 | 3 公共性評価 | 細分類 | (2) 男女共同参画への配慮 | | 履 | | | | | |
| 評 | 価 点 | 総 | 点 | 10 | 個別点 | 5 | | 行 | | | | | |
| 評価 | 項目 | ①女性の活躍推進への取組み | | | | 担保方法 | 評価時 | のみの確認のため、特に担保は不要。 | | | | | |
| 内容 | 内 | | | | | | | 確認方法契約期間中 | 評価時のみの確認のため、特に確認は不要。 | | | | |
| 徴 | ①男女共 | 同参画 | 可への配 | 慮(様式8) | | | | H | | | | | |
| 収 書 類 | | | | 働局)に届出した書類で 知書の写し | 受付印が押 | してあるものの写し、又は基準 | | | | | | | |
| 加点方法 | ・常時雇 「女性 ぼし認定 ・常時雇 | 用する の職業)を受 用する | 労働者を生活にいいの労働者 | る。 数が100人以下の企業 | る法律」第 | 9条の規定に基づく認定(える 8条の規定に基づき、一般事業 | | 注意事項 | | | | | |
| | 主行動計 | 画を第 | き定し、 | 早生労働大臣(労働局) に | る体件」が | 5年の別だに登りる。 放争来け出ている。 | | | 配布資料等 | ・①男女共同参画への配慮(様式8) ・女性活躍推進法特集ページ(厚労省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html | | | |
| 評価時確認方法 | 提出さ | れた書 | 書面又は | 写しにより確認を行う。 | | | | その他 | | | | | |

| 評価 | 項目 | 分 | 類 | 3 公共性評価 | 細分類 | (2) 男女共同参画への配慮 | | 履 | | |
|---------|--|---------|--|------------------------------------|--------|----------------------------------|--|--------|--------|--|
| 評(| 五 点 | 総 | 点 | 10 | 個別点 | 5 | | 行 担 | ⇒ /正吐 | のみの確認のため、特に担保は不要。 |
| 評 | 項目 | 21 | 仕事と | 子育ての両立への取組み | | | | 保方法 | 計1111時 | のみの作品のため、特に担保は个姿。 |
| 価 内容 | 詳細 ②火性代育以又抜列東推進法に基づく、従業員の仕事と丁育くに関する「一般事」 業主行動計画」の第定又け認定を評価する | | | | | | | | 評価時 | のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 収 | ②-1 厚生 | 上労化 | 働大臣(| 配慮(様式8) 労働局)に届出した書類で、 通知書の写し | 受付印が押 | してあるものの写し又は基準 | | 注 | | |
| 法 | ・常時雇 「次世付 受けてい ・常時雇 「次世付 | 用する 用する | 「る労働 成支援 ^対 「る労働 成支援 ^対 | 者数が100人以下の企業 | に基づき、- | 官(くるみんマークの認定)を 一般事業主行動計画を策定し、 | | 事項 | 配布資料等 | ・①男女共同参画への配慮(様式8) 育児・介護休業法について(厚労省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ jigyou_ryouritsu/ryouritu.html 次世代育成対策推進法(厚労省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html |
| 評価時確認方法 | 提出さ | れた | - 書面又 | は写しにより確認を行う。 | | | | その他 | | |

| 評石 | 「項目 分 類 3 公共性評価 細分類 (3)環境への配慮 | | |
|---------|--|------------------------|---|
| | 項 日 ①省エネルギー化の取組み 10 MRガ根 | 履 行担 法 保 方 | ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。 |
| 容価内 | ①入札参加者の省エネルギー化を評価する。 (評価項目) 1.電気、都市ガス等のエネルギー使用量を原油使用量に換算した原油換算量で評価。 2.再生可能エネルギー導入の推進 | 確認方法 | ・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 提出書類 | ①-1: エネルギー使用調査票(様式9)・揮発油(ガソリンは、自動車以外に限る)、灯油、電気、都市ガスの使用量及び延床面積を記入する。・前年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日)の年間使用量の合計値をそれぞれ記入する。・本社及び全ての支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度内の使用量を集計する。 ※電気・ガスについてはエネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能。 ※デナントとして入居している場合は、テナント専用部に係る全てのエネルギー使用量(テナントがエネルギー管理権限を有する設備、オーナーがエネルギー管理権限を有する空調・照明等)を報告する。 ※燃料の揮発油(ガソリン)は、自動車以外に限る。 ①-1: 様式9の記載内容の事実が確認できる資料・延床面積が確認できるもの・エネルギー供給業者(関西電力、大阪ガス等)発行の毎月の検針票等、エネルギー使用量が確認できるもの・エネルギー供給業者(関西電力、大阪ガス等)発行の毎月の検針票等、エネルギー使用量が確認できるもの・エネルギー供給業者(関西電力、大阪ガス等)発行の毎月の検針票等、エネルギー使用量が確認できるもの ①-2:電力事業者との契約書写し、ZEBの認証を証明するものの写し、自家発電機器の設置を証明するもの、企業グループの電力調達のスキーム図 ①-1:下記の加点方法により加点する。 < 2 点>・原単位(1 ㎡あたりの原油換算量)が低い入札参加者を評価 | 意事 | ※左記の「提出書類」に規定された資料が適正に提出された事業者を対象に相対評価を行う。 |
| 加点方法 | 加点=満点 (2点) × { (入札参加者の提出最小原単位) / (入札参加者の提出原単位) } 加点:小数点第1位を四捨五入する。 入札参加者の提出最小原単位:小数点第5位を四捨五入する。 入札参加者の提出原単位:小数点第5位を四捨五入する。 入札参加者の提出原単位:小数点第5位を四捨五入する。 (①-2:下記の取組みを行っていれば加点する。 <最大3点> ・「ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented」のいずれかの認定を受けている建築物を自社で所有している:2点 ・再生可能エネルギー比率の高い電力事業者との契約:1点 ・自家発電ンステム (太陽光発電、ガス発電(燃料電池システム)、風力発電装置のいずれか)の設置:1点 ・企業グループ間での電力調達:1点 | 項 | 配 付 資 ・①エネルギー使用調査票(様式9) 料 等 |
| 評価時確認方法 | ①-1 ・延床面積が確認できる資料で確認を行う。 ・エネルギー供給業者 (関西電力、大阪ガス等) 発行の検針票等に示される使用量で確認を行う。 ①-2 ・上記の提出書類をもとに確認。 ・ZEBの認証及び自家発電システム等については、入札参加者名義のものか確認する。 | そ の 他 | ・エネルギー原油換算簡易計算表のホームページ →資源エネルギー庁のホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/procedure/file/gentani_tool.xls |

| | 項目 分類 3 公共性評価 細分類 (3) 環境への配慮 西点総点 10 個別点 5 項目 ②環境配慮率先行動の取組み | 法 | 履行担保方 | ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。 |
|-------------|---|------|-------|-----------------------|
| 価 内 容 | ②事業者の環境配慮にかかる率先行動を評価する。 (評価項目) 1. グリーン購入やグリーン契約による物品や役務の調達 2. 事業者内部の環境配慮にかかる取組みの実施(分別の徹底、プラスチックごみの削減、プラスチック代替素材・バイオマス素材の活用など) | 確認方法 | 契約期間中 | ・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 提出書類 | ②-1: 社内指針や通達文書など写し ②-2: 社内指針や通達文書、社内報(取組みを周知・啓発しているもの)など写し | 泊 | 注 | |
| 加 | てきないが カナイン・マント ばね トナフ・ファトン | 2 E | 意 | |
| 加点方法 | 下記の取組みを行っていれば加点する。<5点> ・社内指針や通達文書、社内報等において、グリーン購入やグリーン契約、ごみの分別や削減に関する呼びかけを行っている。 | 專 | 事 | 配 料 付 |
| | | Iį | 項 | 等 ¹ 資 |
| 評価 | | 7 | そ | |
| 時確認 | 上記の提出書類により確認を行う。 | Ø. | か | |
| 方法 | | 他 | 也 | |
| | | | | |

| | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------|--|---|---|---|-------------|-------|---|
| 評句 | 西項目 | 分 类 | 3 公共性評価 | 細分類 | (4)災害時の業務体制 | | | |
| 評 | 価 点 項 目 | 総 点 ①災害時 | 10 10 日本 10 | 個別点 | 10 | 履行担保方法 | ・提出さ | れた書面又は写しなどにより確認を行う。 |
| 価 内 容 | 詳細 | の ニ ①-2 社 の | 害時等に契約業務を適正に執行 社内体制、災害時の事業継続き ュアル策定状況やその内容を記 屋や営業所の耐震性、災害時の 確保や物資の備蓄など、防災・ る。 | 計画(BCP 評価する。 ○帰宅困難者 |) 等緊急時の対応マ を留め置くための場所 | 在 認方法 契約期間中 | ・評価時 | のみの確認のため特に担保は不要。 |
| 徴 収 書 類 | | | 孫執行体制等報告書(様式 1 関する取組み事項報告書(様 | | | 注 | | |
| 加点方法 | 行 行 等 ①-2 事 | するため、 するための 緊急時の対 業者として | は公共交通機関が停止した場合 交通手段の確保や代替人員の 社内体制の整備状況、災害時 かマニュアルの策定状況やそ 、災害時に社会的責任を果た を評価する。 < 5 点 > | 確保等、緊急 における事業 の内容を評価 | 現時に業務を適正に執 終継続計画 (BCP) 同する。<5点> | 事項 | 配布資料等 | ・①-1災害時等の業務執行体制提案書(様式10) ・①-2防災・減災に関する取組み事項報告書(様式11) |
| 評価時確認方法 | で、確保が、 況ア! ①-2 報告 | 契等を確か 書いた 書ため ちゅう とり まため おり こうしょう おいま かいま かいかい おいい また おいい かい おいい かい か | ぶに基づき、災害時、又は公共 変を適正に執行するため、交通 専に業務を適正に執行するため 性・実現性を確認するため事 とともに根拠資料の提出を求 うう。 ぶに基づき、社屋・営業所の耐 がの確保や物資の備蓄など、 また、必要に応じて市のヒア | 手段の確保や めの社内体制 業継続計画 める。また、 震性、災害時 防災・減災に | P代替人員、資機材の が確保されている (BCP) 等の策定状 必要に応じて市のヒ 手の帰宅困難者を留め 上取り組んでいる内容 | その他 | | |

| ÷ਹ /π | CTE C | 1 | /\ | 北 二 | 4 温土 9 年以中の畑八座歴 | √m /\ √m± | 社上部 加 | 1 | | | |
|------------------|------------------------------------|-----------|-------------------------------------|--------------|--------------------------------|----------------|---------------------------|---|------------|-----------------------|--------------------------------------|
| | 6項目 価 点 | 4 | | 類 4 | 4 過去3年以内の処分歴等 | | 減点評価 -20 | | 履 | | |
| 評 | | | • | 点 参加1 | — 停止又は入札参加除外措置の | 個別点 有無 | -20 | | 慢行担保方法 | ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。 | |
| 価 内 容 | 詳細 | | ①公告 止又は | 日か入札。 | ら過去3年以内に本市又は他 参加除外措置を受けたことが | 行政省庁(ある場合に | 国を含む。)から入札参加停 、減点評価する。 | | 在認方法 契約期間中 | • 評価時(| のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 微 収 書 類 | ①入札参 ②過去の | \$加)処 | 停止措 分歴等 | 計置等 ≨報告 | 等状況調書(様式12) 行書(措置の内容、期間及び8 | 冬期がわかる | 3書類) | | 注 | 過去の処分 | 分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意す |
| 点方 | で) 対象とな がある。 ※参加停 ※参加停 | る(止止止 | 処分: (20点 (等の 等の 等の 場 | 入減間 対調ででが | | #置(以下 当該算定約 | 「参加停止等」)を受けたこと | | 事項 | 配布資料等 | · ①入札参加停止措置等状況調書 (様式 1 2) |
| 評価時確認方法 | ・提出さ | s h | た書面 | iなど | ごにより確認を行う。 | | | | その他 | | |

| | | | | | | | | _ | | | |
|---------|-------------------|------|-------------|-------------------|---|-------------------|--|---|------------|-----------------------|--------------------------------------|
| | 価項目 | | 分 | 類 | 4 過去3年以内の処分歴等 | 細分類 | 減点評価 | | 履 | | |
| 評 | 価 点 項 目 | | 総 ②契約 | 点 内解除 | の有無 | 個別点 | -25 | | | ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。 | |
| — 内 容 | 詳細 | | ①公针 点評(| | ら過去3年以内に本市から契。 | 約解除を | 受けたことがある場合に、減 | | 在認方法 契約期間中 | ・評価時 | のみの確認のため、特に確認は不要。 |
| 徴収書類 | ①入札 ②過去 ③契約 | の奴 | 口分歴 | 等報信 | 穿状況調書(様式12) 告書(措置の内容、期間及び編 写し | 終期がわか | -る書類) | - | 注意 | 過去の処ること。 | 分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意す |
| 減点方法 | で) 対象と7 ※契約 | なる解解 | 5処分 計量行契 | : 本i 1年i 約に | ら過去3年以内(令和2年1 市から契約解除を受けたこと7 以上前の場合は、当該算定結り おいて契約解除を受けたこと7 | がある。 (果に 0.5~ | から令和5年10月18日ま (25点減点) を乗ずる。 ・・・ | | 事項 | 配布資料等 | · ①入札参加停止措置等状況調書(様式12) |
| 評価時確認方法 | ・提出に | され | ぃた書 | 面なる | どにより確認を行う。 | | | | その他 | | |

| | | _ | | | | 1 | V 1 1 : | T | | <u> </u> | | | |
|---------|--|-----------|-------------|----------|---------------|-----------|----------------|------|--------|--------------|--------------------------------------|--|--|
| | i項目 | | | 頁 4 | | | 減点評価 | | _ | | | | |
| 評 1 | 田 点 | 糸 | 総 月 | Į. | _ | 個別点 | -5 | | 履 行 | | | | |
| 評 | 項目 | (3) | ③書面で | ごの誓 | 警告の有無 | | | | 担保方法 | ・評価時 | 評価時のみの確認のため、特に担保は不要。 | | |
| 内容 | 市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、 詳 細 減点評価する。 | | | | | | | | | ・評価時 | のみの確認のため、特に確認は不要。 | | |
| 徴収書類 | 収 ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる書類) 書 ②ま元による数失の名 [| | | | | | | | 注 | 過去の処 ること。 | 分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意す | | |
| | 分色期間 | ₹. | 小 生日 | か、亡 | 過去9年以内(今和9年1) |) H 1 0 H | から令和5年10月18日ま | | 意 | | | | |
| 減点方法 | で) 対象とな を受けた | :る: :こ | 処分: とがあ | 過去 る場 | | は不誠実な | 行為等を理由に文書により警告 | | 事項 | 配布資料等 | · ①入札参加停止措置等状況調書 (様式 1 2) | | |
| 評価時確認方法 | ・提出さ | れ | た書面 | など | により確認を行う。 | | | | その他 | | | | |